

広島県告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第三百四十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画公園事業

六・五・一〇一号 みよし運動公園

三 事業施行期間

平成元年三月九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県三次市東酒屋町、東酒屋町字敦盛、東酒屋町字天狗松地内

使用の部分

なし